

熊本県立大学附属図書館県民公開要項

(趣旨)

第1条 この要項は、県民に対し教養の向上と専門的な調査研究に資するため、熊本県立大学附属図書館運営規程（以下「規程」という。）第28条の規定に基づき熊本県立大学附属図書館（以下「図書館」という。）の所蔵する図書及び資料（以下（図書）という。）を県民に公開することについて必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 図書館を利用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、大学受験等のためには利用することができない。

- (1) 県内に居住する18歳以上の者
- (2) 県内の事業所等に勤務する者
- (3) その他図書館長（以下「館長」という。）が特に認めるもの

(公開日)

第3条 図書館は、次の各号に掲げる日を除き公開する。

- (1) 規程第6条に規定する休館日
- (2) 本学の定期試験期で館長が必要と認める期間
- (3) その他館長が必要と認める期間

第4条 図書館の利用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長は、必要と認めるときは、利用時間を臨時に変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日 午前8時40分から午後9時まで
- (2) 土曜日 午前10時から午後4時まで

(利用申込)

第5条 図書館を利用しようとするものは、利用願（別記第1号様式）を提出し、館長の許可を受けなければならない。

(利用の許可)

第6条 館長は、前条の利用願に基づき適格と認めるときは、一般利用証（別記第2号様式）を交付する。

(利用手続)

第7条 図書館を利用する者は、常に一般利用証を携帯し、入館の際は係員に提示しなければならない。

(有効期間)

第8条 一般利用証の有効期間は、当該年度末日までとする。

(閲覧場所)

第9条 図書の閲覧場所は、図書館内に限るものとする。

(館外貸出し)

第10条 館外貸出しを受けようとする者は一般利用証と図書を係員に提示し、貸出しカウンターにおいて所定の手続きを行わなければならない。

(貸出し冊数及び期間)

第11条 貸出しを受けることのできる図書の冊数及び貸出し期間は、次のとおりとする。貸出しを受けた図書は、転貸することはできない。

3冊以内

2週間以内

(返却請求)

第12条 館長は、特に必要があると認めるときは、上記の規定にかかわらず、図書を閲覧している者又は貸出しを受けている者に対し、その図書を直ちに返却することを求めることができる。

(図書の返納)

第13条 借り受けた図書を紛失し、又は汚損した場合には、原則として1ヶ月以内に同一図書又は同種の図書を返納しなければならない。ただし、館長は、天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、返納を免ずることができる。

(調査参考業務)

第14条 電話又は文書による図書の調査参考業務は、行わない。

(複写業務)

第15条 貴重図書を除く図書に限り必要箇所の複写業務を行う。

2 複写については、経費を徴収する。

(遵守事項)

第16条 図書館を利用する者は、規定その他の諸規程を守り、係員の指示に従わなければならない。

(雑則)

第17条 館長は、この規程に違反した者に対し、その後の図書館利用を停止し、又は禁止することができる。

附 則

この要項は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成14年5月1日から施行する。